

岡山県 食の安全・食育推進計画



©岡山県マスコット
「ももっち」

令和6(2024)年3月

岡山県

目次

第1章

第1章 総則

I	計画の趣旨	1
II	計画の位置付け	1
III	計画の期間	2
IV	関係者の責務、役割	2
1	県	2
2	食品関連事業者	3
3	教育関係者等	3
4	農林漁業者等	3
5	県民	4
V	協働	4

第2章

第2章 食の安全・安心の確保

I	食を取り巻く現状	5
1	食に関する様々な事案	5
2	食中毒の発生傾向	6
3	HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の制度化など 新たな法制度への対応	7
4	食に関する情報の氾濫	7
5	食生活の変化	7
II	県民意識調査	8
1	食品の安全性について	9
2	食品の安全性に関する情報の入手方法	10
3	食品表示について	11
4	災害に関連した食の安全について	12
5	食の安全・安心施策の満足度と要望度について	12
III	前計画の主な推進施策の達成状況	15
IV	施策の大綱	18
1	計画推進の方向性	18
(1)	スローガン	18
(2)	重点施策	18
2	基本方針と施策の方向	19
V	基本施策	21
基本施策1	畜産物の安全確保対策	21
基本施策2	農林産物の安全確保対策	27
基本施策3	水産物の安全確保対策	29
基本施策4	HACCPに沿った衛生管理の定着	31

第2章

基本施策5	食中毒対策の強化	35
基本施策6	不良食品の排除	42
基本施策7	適正な表示の確保	46
基本施策8	食の安全・安心情報の充実	50
基本施策9	県民からの相談・申出対応	55
基本施策10	健康危害情報の公表	59
基本施策11	体験を取り入れた衛生学習	61
基本施策12	リスクコミュニケーションの推進	65
基本施策13	食の安全・食育推進協議会の運営	69

第3章 食育の推進

第3章

I	食をめぐる現状	71
II	施策の大綱	71
1	基本方針	71
(1)	食育の概念	71
(2)	食育推進の柱	72
2	食育を推進していくために重要な視点	74
(1)	生涯を通じた食育の推進	74
(2)	生産から食卓までを通じた食育の推進	74
(3)	関係機関・関係団体等との連携	74
(4)	普及啓発	76
(5)	市町村食育推進計画の策定及び推進	78
3	食育推進施策	79
(1)	家庭における食育の推進	79
(2)	地域における食育の推進	90
(3)	学校園・保育所等における食育の推進	95
(4)	生産流通等における食育の推進	101
(5)	県民が自ら食育を実践できる環境づくり	103
III	これまでの成果・取組	107
1	これまでの成果	107
2	これまでの取組	109

参考資料

参考資料

参考1	令和6（2024）年度から食育推進施策	113
参考2	岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例	116
参考3	食育基本法	121
参考4	第4次食育推進基本計画	128
参考5-1	岡山県食の安全・食育推進協議会設置要綱	158
参考5-2	岡山県食の安全・食育推進協議会委員名簿	160



第 1 章

総 則

第1章 総則

I 計画の趣旨

県民のみなさんが、健康で豊かな食生活を営むためには、食品の生産から消費に至るすべての行程に関わる関係者が食の重要性を認識するとともに、それぞれの責務と役割を果たしながら食の安全・安心の確保と食育の推進に努める必要があります。

近年、新型コロナウイルス感染症の流行による生活様式の変化や持続可能な社会への関心の高まり、食品衛生法など関係法令の改正による新たな制度の開始等、食を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、食に起因する身近な健康危害である食中毒も、発生件数や患者数は漸減傾向にあることから、これまでの食の安全確保のための取組が功を奏しているものと考えられる一方で、アニサキス（寄生虫）を原因とする食中毒が増加しているなど変化が見られます。

さらに、SNSにより食に関して様々な情報を手軽に入手・発信できるようになりましたが、食に対する不安を助長するような情報拡散も散見されます。

食生活においては、生活習慣病の要因ともなる、食塩の過剰摂取、野菜の摂取不足等の栄養の偏りや、朝食の欠食をはじめとする食習慣の乱れが見られます。また、生活状況が多様化し、「共食」の機会が減少したことから、健全な食生活を実践する力の低下や地域の伝統ある食文化に対する意識の希薄化等、様々な問題が生じています。

県では、平成18（2006）年12月に制定した「食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、令和5（2023）年度を終期とする「岡山県食の安全・食育推進計画」を策定し、県民の健康で豊かな生活の実現を図ってまいりましたが、引き続き取組を進めるため本計画を策定し、健康な人づくり「生き生き岡山」の実現を図るものです。

II 計画の位置付け

本計画は、次のような性格を有するものです。

- 1 条例第10条及び第21条の規定により策定する計画です。
- 2 食育基本法第17条第1項の規定による都道府県食育推進計画を兼ねます。
- 3 「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン」をはじめ、諸計画の関連する施策や行動指標との整合性を図った計画です。
- 4 岡山市・倉敷市が実施する施策と調整を図った計画です。

Ⅲ 計画の期間

令和6（2024）年度から令和11（2029）年度の6年間とします。

ただし、計画期間内であっても、社会情勢等の変化により、必要に応じて見直しを行うなど、弾力的な対応を図ります。

Ⅳ 関係者の責務、役割

食の安全・安心の確保及び食育の推進は、県民一人ひとりに関わるものですが、県民だけでなく、県や食品関連事業者等がそれぞれの責務や役割を果たすことによって初めて実現することができます。

1 県

（1）計画の策定

食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施します。

（2）体制整備等

食の安全・安心の確保に係る施策について、総合的に実施するため監視指導や試験検査等の体制を整備します。

また、県民の健康への悪影響の発生や、そのおそれがあるときは、県民の健康の保護のため、迅速かつ適切に対応します。

（3）連携

食品関連事業者、教育関係者等、農林漁業者等、県民、その他関係機関との連携に努め、食品の生産、製造、加工、調理、流通、販売及び消費の一連の行程における安全性を確保し、県民の信頼感を向上させ、地域の特性を生かした食育活動を展開します。

（4）情報提供

食の安全・安心の確保に関する最新の情報や、健康危害情報等について、県民や食品関連事業者等にわかりやすく正確な情報を提供します。県民が食について考える機会を確保し、食に対する理解を深めることができるように、健全な食生活の実践、地産地消の推進等に関する情報を提供します。

2 食品関連事業者*

食品関連事業者は、食の安全・安心の確保について第一義的な責任があることから、生産から販売に至る一連の行程の各段階において、安全確保のために必要な措置を確実に実施し、消費者に安全で安心な食品等を供給するとともに、正確かつ適切な情報の提供に努めます。

また、食育に関心を持っていない人々も含めた県民との接点を多く有していることから、様々な体験活動機会の提供、より一層健康に配慮した食品やメニューの提供、食育に関するわかりやすい情報や知識の提供等食育の推進のための活動に積極的に取り組むよう努めます。

さらに、その事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策に協力するよう努めます。

3 教育関係者等*

教育関係者や、社会福祉、医療や保健に関する事業を行う個人や団体は、給食の提供等を通じて、子どもや高齢者等の健全な食生活を守る大きな責任を有していることから、食の安全・安心を確保するために必要な措置を講じるとともに、食育の推進に努めます。

また、教育関係者は学校や幼稚園での教育をはじめ、医療・保健・福祉関係者と連携し、県が実施する食育の推進に関する施策に協力するよう努めます。

4 農林漁業者等*

農林漁業者等は、生産段階における農林水産物の安全確保に重要な役割を担っており、農林水産物の生産活動そのものに加えて、肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用医薬品等の生産資材に係る事業活動において、食品の安全性を確保するよう努めるとともに、農作物の栽培や収穫など農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、教育関係者等と連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めます。

また、県が実施する食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する施策に協力するよう努めます。

5 県民

県民は、自ら進んで食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深め、適切に判断できるよう努めます。

家庭においては、日頃から食中毒の発生防止に努めるとともに、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たします。

また、食育の推進に当たっては、自らの食生活に関心を持ち、食を楽しみ、食に対する理解を深めるとともに、食に関する知識及び健全な食生活を実践するための技術を身に付けるよう努めます。

V 協働

食の安全・安心の確保及び食育の推進は、県の取組のみで達成できるものではありません。県、食品関連事業者、県民等、食に関わるすべての者が、それぞれの責務や役割を果たし、相互に理解を深め、信頼関係を構築するとともに、関係機関の代表等からなる、岡山県食の安全・食育推進協議会と食の安全・安心の確保と食育の推進に協働で取り組み、施策を推進していきます。

用語の解説等

食品関連事業者

生産から消費者へ販売されるまでの全行程で、食品の安全性に影響を及ぼす可能性のある事業を行う者をいいます。

具体的な事業活動の種類は次のとおりです。

- ①農林水産物の生産段階については、農林水産物の生産活動そのものに加えて、肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品等の生産資材に係る事業活動
- ②食品の製造、加工、調理、輸入、流通、販売の段階については、食品衛生法において規制対象としている食品及び添加物並びに器具及び容器包装に係る事業活動

教育関係者等

教育や社会福祉、医療や保健に関する職務に従事する者と、これらに関する関係機関及び関係団体を指します。

農林漁業者等

農林漁業者及び農林漁業に関する団体。食品関連事業者でもあります。